

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、八〇年七月の第六一回定期大会で、八〇年度運動方針を決定した。七八年度の運動方針では、「反合・雇用・失業保障・労働時間短縮・労災・職業病闘争の強化」として項目が一括されていた。だが七九年度には、「反合」の項目は姿を消し、「雇用闘争」、「労働時間短縮闘争」、「労働災害・職業病対策の強化」などの諸項目が独立した。八〇年度運動方針も、「労働組合の要求闘争」として、「賃金・諸要求闘争」、「最低賃金制闘争」とならび、「雇用闘争」、「労働時間短縮闘争」、「労働災害・職業病防止対策の強化」が、それぞれかかげられている。

ここでは、そのうちから「雇用闘争」の項を紹介しておこう。

【総評の雇用闘争方針】

1 経済の上昇局面と未曾有の企業収益の下においても、雇用失業情勢は依然として根本的な改善を見せていない。一九七九年度の雇用指標では有効求人倍率は不安定・不完全就業者増を反映して〇・七四と若干好転したが、完全失業者数は一一四万人と顕著な滞留傾向をみせ、所定外労働時間がひき続き増加する反面で常用雇用はここ数年間一貫して減少している。

一時期減少傾向にあった企業倒産件数も、ここに来てまた増勢に転じている。このようにわが国の深刻な雇用失業情勢は、景気上昇によっては解決し得ない構造的性格を持っていることが明らかになっている。とくに七八年以降急増した投資活動が主として省力化に向けられ、これが雇用状況に少くない影響を持ってきていることも留意されなければならない。

2 わが国の雇用失業課題の中心は、(1)高齢化社会を迎えた中での中高年齢者問題、(2)臨時、パート、下請関連などの雇用形態の重層性、(3)跛行的な地域雇用問題にあることはいままでのない。しかもこうした雇用構造をかかえたまま本年下期以降に予測される景気後退を迎えるとすれば、事態がより悪化するのとは必至である。この情勢に対応するためには、雇用確保(解雇制限)、失業者の生活保障、雇用拡大(創出)についての制度・政策活動が一層強化される必要がある。とりわけ当面緊急性を持つ個別課題は次のとおりである。

(1)雇用確保＝四野党共同提案の定年制法案・中高年齢者雇用促進法の一部改正(高齢者雇用率)の実現に加え、雇対法第二一条の改正をふくむ解雇制限制度について体系的に検討しその要求化をはかること。

(2)失業者の生活保障＝雇用保険諸給付の有効性を検討しその再編拡大をはかること。

(3)雇用拡大(創出)＝公的事業制度による中高齢者の直接的雇用創出(失対再確立)。来年の国際身障者年を目指した身障者雇用拡大政策の策定。労働省「労働者派遣事業制度」(労働力需給システム研究会報告)および職安法改正についての全般的対策と要求化。第三次職業訓練基本計画の策定対策と総評職業訓練政策の再整理および確立。不安定雇用労働者、不完全失業者の政策的対応策の確立。

3 雇用の安定的拡大をはかるためには、減量経営路線をとる企業行動、省力化重点の企業投資の型、所定外労働時間の激増などの状態からみて、雇用法制の改善のみでは十分でなく労働生活の質の改善闘争(労働の人間化)への集中的取り組みが不可欠になっている。したがって時間短縮、安全衛生の課題と連動した雇用保障協定、労働協約、事前協議制など労働組合機能の新たな領域への拡大と強化が必要である。また定年延長闘争は当面の労働組合の主要課題として、その抜本的強化がはからなければならない。

4 地域における跛行的な雇用失業問題は、地域社会の骨格にかかわる重要問題となっている。総評は昨年実施した雇用重点地域対策を継続し、離職者対策、時間短縮、定年延長、法定雇用率の達成、地域経済社会計画策定と施策化、雇用創出施策などについての先行的運動を強化し、これを地方雇用開発委員会、職安・職訓の審議会、自治体対策の諸活動に結びつけることによって、また失対再確立共闘を確立強化することと併せて、全般的な地域雇用闘争の持続的発展をはかっていく。

5 昨年度に浜田精機、ペトリ、ヴァンジャケット等長期争議組合が解決をみたが、佐伯造船、住重玉島など造船反合闘争が継続している。

独占資本の減量経営策は、その系列中小関連企業への工場閉鎖、人減らし合理化、組織破かいの攻撃としてすすめられており、その手は緩められていない。産別、地県評との共闘を強化し、闘いの教訓を広げ、司法、行政の反動化と対置する闘いを強めなければならない。総評の指導と支援体制を改めて確立していく。

こうして、運動方針をきめたのち、総評は、各単産の賃金、反合理化、失業反対、権利確立、解雇反対闘争などの対策を強化し個別闘争の経験、教訓を普遍化し統一的なとりくみを強化するための関係単産、県評(争議組合)代表による総評争議対策委員会を設置することを確認した。そして一月七日、第一回争議対策委員会をひらき、年間活動計画を確認し、倒産闘争全国集会、組織分裂全国集会など当面の活動計画を決定した。

さらに、総評をふくむ国民春闘・反合権利共闘会議は、八一年二月二六～二七日、熱海で八一年春闘「反合理化・権利確立全国討論集会」をひらいた。集会は総計二五〇名(中立労連・総評民間七九名、公務員共闘三三名、公労協六九名、本部・助言者一六名、その他一日参加三〇名)が参加し、官民一体となつての反合権利問題へのとりくみへの討論が活発になされ、近年になく充実した集会であった。

同盟

同盟は八一年一月の第一七回年次全国大会で、当面の運動方針を決定した。そのなかで、賃上げ闘争とならび政策・制度闘争の重要性が強調されている。とりわけ、「活力ある高齢化社会への展望を拓くために」、雇用問題への積極的対応の必要なことが強調されている。以下、その部分を

かかげておこう。

【同盟の雇用対策方針】

(1) 雇用創出機構の設置について

同盟は、七九年末に雇用創出機構の設置を要求して強力な運動を展開したが、機構が求めた雇用機会の創出をはかる機能のうち、そのための調査研究を行なうことを目的とした雇用開発委員会を設置し、その実績をみて法制化を検討することとなり、これまでに二年度にわたり、一〇道県に委員会が設置されてきた。この委員会の活動とは別に、進みつつある雇用構造の変化、高齢化社会の進展等に対応し、変化する雇用環境に連動して雇用機会を開発していく体制の確立がいっそう重要となっているので、あらためて雇用分野の創出、指導、助成等を行なう「雇用創出機構」を中央、地方に設置するための法制化を要求する。

(2) 雇用開発委員会の研究促進について

すでに活動している「雇用開発委員会」については、設置地区を拡大するとともに、その研究成果をあげるよう指導、助成を強化する。

(3) 定年法の制定促進について

定年延長が高齢化社会における雇用基盤形成の鍵となることに注目し、定年延長を制度化するため、八四年度までに「六〇歳定年」を、九五年度までに、年金の延長を前提とせず、働く意志のある者には、六五歳まで雇用機会を保障する「六五歳定年」を実現することを内容とする「定年法」の制定をはかる。

(4) 高年齢者雇用保障臨時措置法の制定について

定年年齢の延長制度化には、その促進をしやすい条件の整備が不可欠であり、とくに、定年の延長に伴う中高年者雇用の吸収を可能とする制度面の改善が重要である。この観点から、中高年雇用誘導のための各種給付金の弾力的運用、高齢者を受け入れるための職場環境改善投資等に対する税制上の優遇措置、その他各種の奨励的施策を積極的に講じ、中高年齢者の雇用率の段階的引き上げ、制裁としての納付金制度の導入、労使間に「中高年齢者雇用協議会」を設置すること等を規定した「高年齢者雇用保障臨時措置法」(仮称)の制定をはかる。

(5) 職業訓練の改革等について

(イ)中高年労働者の働く能力を積極的に高めるために、中高年の潜在的能力の開発、モラルの向上、職業生活の生きがい充実等高齢化社会の進展に伴い、充実したライフデザインがはかれる教育、訓練、指導システムの整備をはかる。

(ロ)中高年齢者に適応する職業の再設計、訓練職種の改革と拡大、訓練施設の受け入れ時期のオープン化、地域の有力企業のもつ訓練施設、ノウハウの活用をはかり、また、専修学校等の機関が、中高年齢者の教育、訓練に積極的役割が果たせるよう指導、助成を強化する。

(ハ)民間企業において、雇用の維持、確保を目的に労使が合意した訓練計画を実施する場合には、政府は、その教育、訓練事業に対して一定の助成を行なう。

(ニ)今日、公的職業訓練を修了した者にとっても、その就職の機会は決して保証されていない。また、公的職業訓練修了者の資格についても、採用促進や労働条件向上

に結びつく十分な権威づけが行なわれていない。したがって、この修了者を企業が積極的に採用するよう指導を強化するとともに、その資格についても十分な権威づけを行なうよう求める。あわせて、訓練計画の実施については、職業安定所等職業紹介機関との連携を強化する。

(6) パートタイマー等不安定雇用の改善等について

(イ)女子労働の増大を内包するパートタイマー、サービス業従事者等の就労実態調査を制度化し、それら労働者を雇用する事業主に対する労働基準、労働条件についての監督、指導を強めるとともに、これら新しい就業ニーズを新しい常用雇用の形態として保護し得る施策の検討を進める。

(ロ)「男女雇用平等法」を早急に制定するとともに、関係法規を改正、整備し、国連の婦人差別撤廃条約を批准する手だてを講ずる。

(ハ)育児休業奨励金を大幅に引き上げるとともに、この制度の理解、普及をはかり、社会進出の機会を平等に確保するための法制化の検討を求める。

(7) 雇用関連諸法規、政策目標の見直し等について

(イ)高齢化社会に対応した雇用基盤の整備を総合的に進めるため、重化学工業化、高度成長時代を背景として制度化されてきた各種法令の見直し、サービス経済化、情報化社会の進展に伴う雇用需要の変化への対応、複雑多岐にわたる雇用対策の再編整理等を目的とする「総合雇用対策法」制定を検討するための審議会の設置を要求する。

(ロ)ILOで採択された「中高年労働者に関する勧告」にもとづいて、誠実にその国内政策を実行に移すことができるよう必要な措置を講ずる。

(ハ)第四次雇用対策基本計画で打ち出した八五年度における完全失業率一・七%の達成目標を見直し、あらためて一・七%以下とすることを基本とする具体的プログラムの策定を求めていく。

(ニ)われわれは、不安定雇用問題に対する適切な制度化の促進をはかる一方、職場にこれら不安定な労働者が雇用され就業しているすべての事業所の労働組合が、積極的に労働組合員としての組織化努力を行ない、パートタイマー等の雇用の安定、労働条件の向上について積極的な役割を果たすことをめざし、所要の対策に取り組むこととする。

(ホ)劣悪な環境条件に耐え、強い意志と情熱をもって国際協力を実践している青年海外協力隊員の雇用不安は、見過しにできない問題であり、活動を終って帰国する若者の雇用確保について指導を強め、また、派遣する企業への助成を強化する。

(8) 障害者の雇用条件の向上について

(イ)国際障害者年にあたり、障害者の総合的対策を前進させる必要があるが、とくに、障害者の雇用率の達成をはかるため、行政指導の強化をはかるとともに、身障者雇用率未達成の事業主については、現行の措置以外に適切な制裁措置を課すことも検討する。

(ロ)障害者を雇用し、または訓練システムを提供する事業主に対し、八二年度末までに限り、障害者の能力、年齢、技能等に応じた特別の「障害者雇用促進特別奨励金」を

支給する。

(ハ)障害者の心身の条件に応じた職場環境の改善を行ない、雇用促進に誠実な努力を行なう事業主に対し、条件整備のための融資その他について、税制上の特別の優遇措置を講ずる。

(9) 労働者派遣事業への対応

(イ)情報処理、ビル管理等に代表される労働者派遣事業については、労働力需給システム研究会が、その制度化を提言し、その後、労働者派遣事業問題調査会で検討が行なわれているが、その検討にあたっては、雇用関係全般に与える影響について慎重にみきわめ、脱法的な疑いの濃い部分を厳しく整理していくことが必要である。そのうえで、制度的に認めていくものがあるとしても最小限の範囲に極限し、労働者派遣事業が無原則に拡大していかないよう抑制的な基準を設定することとし、この分野で働く労働者の完全な保護をはかることとすべきである。

関連して労働組合にのみ認められている労働者供給事業については、制度の存続はもちろん、供給事業を行なう労働組合の範囲や許可要件の弾力化、事務手続きの簡素化等を行なうとともに、無料職業紹介についても、労働組合が積極的に手がけることが可能となるよう、所要の対策の検討を求めていく。

(ロ)われわれは、派遣事業という名での労働者供給形態について、前項のような対応をはかる一方、これら派遣事業に類する分野に労働組合が積極的に参加し、雇用構造の変化に対応して雇用拡大に革新的な役割が果たし得るよう組織の整備、強化について具体的な検討を進める。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
